



「はかり」を 使用している事業者の皆様へ

取引・証明における計量に「はかり」を使用している方は、その「はかり」について、市が実施する「定期検査」を受検することが義務づけられています。

(計量法 (以下「法」) 第19条, 計量法施行令 (以下「施行令」) 第10条)

検査時期 2年に1度、市が定める時期 (施行令 第11条)

- ・検査履歴がある時は、検査時期が近づき次第お知らせします。
- ・新たに検査が必要となった場合又は検査が不要となった場合は、市へご連絡ください。



検査場所 「はかり」の使用場所 (特定計量器検定検査規則 (以下「検則」) 第39条)

- ・市の職員が出向いて検査を行います。

検査手数料 「はかり」の検査には、手数料が必要となります。(法 第158条)

- ・その種類・能力に応じて福島市手数料条例に定められております。
- ・なお、検査手数料は、検査時に現金で納付してください。

検査対象 「検定証印」又は「基準適合証印」の付いている「はかり」のうち、

- 取引・証明に使用されているもの。
- ・一緒に使用する「分銅・おもり」も、同じように対象となります。

取引・証明行為に特定計量器を使用する場合、原則として「検定証印」又は「基準適合証印」の付いたものを使用しなければなりません。(法 第16条)



検定証印



基準適合証印



家庭用計量器の印



※注意
右のマークが付いた「はかり」は、取引・証明には使用できません。

福島市計量検査所(TEL525-3721)

検査手数料一覧表

高精度（目量／表示量が 1/10,000 未満）のはかりは、5 割加算

複目量（レンジ切り替え）のはかりは、レンジが 1 増すごとに 5 割加算

計量器の種類	能力	金額 <small>(※5割加算/5割加算×2)</small>		
<p>電気式はかり</p> <p>電気抵抗線式はかり・誘電式はかり・電磁式はかり・光電式はかりなど</p> 	100kg 以下	1,400 円 2,100 円-2レンジ 2,800 円-3レンジ		
	250kg 以下	1,800 円 2,700 円-2レンジ		
	500kg 以下	2,200 円		
	1t 以下	3,100 円		
<p>棒はかり・直線目盛りばね式指示はかり</p> 	1 個	250 円		
<p>機械式はかり</p> <p>手動天びん・等比皿手動はかり・不等比皿手動はかり・台手動はかり・ばね式指示はかり・手動指示併用はかり等</p> 	100kg 以下	500 円		
	250kg 以下	900 円		
	500kg 以下	1,500 円		
	1t 以下	2,100 円		
<p>分銅・おもり</p> <p>分銅・定量おもり・定量増おもり</p>	1 個	10 円		
<p>大型 (1t 超) はかり</p> <p>トラックスケール等</p> 	能力	金額	能力	金額
	2t 以下	3,700 円	30t 以下	19,100 円
	5t 以下	6,900 円	40t 以下	21,600 円
	10t 以下	10,700 円	50t 以下	29,800 円
	20t 以下	15,000 円	50t 超	51,200 円

取引・証明とは？

取引・証明とは、計量法で次のように定義されています。（計量法 第2条）

取引：有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。

「有償であると無償であることを問わず」：金銭の授受の有無にかかわらず
「物の給付」：売買、賃借、贈与等 「役務の給付」：雇用、請負、委託加工等
「業務上」：継続的、反復的であること

証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

「公に」：公機関が、又は公機関に対してであること 「業務上」：継続的、反復的であること
「一定の事実」：一定のものが一定の物象の状態の量を有することで、特定の数値で表されるのが一般的であるが、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる
「真実である旨を表明すること」：真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること
参考値を示すなど、単なる事実の表明は該当しない

取引・証明に使用される代表的な「はかり」例



スーパー、小売店等で重さを表記して
商品の売買に使用するはかり



病院・薬局等で調剤に
使用するはかり



コーヒー豆、お茶等の販売で
料金の算定に使用するはかり



コンビニ等の宅配便の取次店で
荷物の計量を行うはかり



回収業等で料金の基となる
回収物の計量を行うはかり



保健所、病院、学校等での
健康診断等に使用されるはかり

「はかり」を正しく使って 適正な計量に努めましょう！

チェックしてみよう！

- 使わないとき、載せ台に物を置かないようにしましょう！
- 定期的に掃除をしましょう！
- 風の当たる場所、振動がある場所には設置しないようにしましょう！
- 平らな場所で水平を合わせて使用しましょう！
- はかる前に零点を正しく合わせましょう！
- はかる物は、載せ台の中央に載せましょう！



適正な計量が私達のくらしを まもります



福島市計量検査所(TEL525-3721)

詳細は、福島市HP「ふくしまの計量」をご参照ください

【<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/syourou-keiryuu/shigoto/keiryuu.html>】